

## 関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

平成 年 月 日												輸入者符号		
申請先	システム の別	海上 共用	航空	税關別 一括	東京	横浜	神戸	大阪	名古屋	門司	長崎	函館	沖繩地区	
	税關長及び管内全導入官署の税關支署・出張所長 殿													
	東京	晴海	芝浦	大井	立川	前橋	新潟	東港	新潟空港	直江津	柏崎	酒田		
	山形	羽田	東京航空貨物			成田航空貨物								
	横浜	鶴見	山下埠頭	本牧埠頭		大黒埠頭	宇都宮		横須賀	三崎	川崎	東扇島		
	千葉	姉崎	木更津	船橋市川		鹿島	日立		つくば	小名浜	相馬	福島空港		
	塩釜	石巻	気仙沼			仙台空港								
	神戸	兵庫埠頭	摩耶埠頭	東灘	ポートアイント	六甲アイント	尼崎	姫路	相生	東播磨				
	宇野	岡山空港	水島		尾道糸崎	福山	因島	竹原	吳	広島	浜田	境		
	坂出	高松	高松空港	丸亀	詫間	新居浜	三島	今治	松山	宇和島	高知			
	須崎	小松島	阿南	神戸航空貨物		広島空港								
	大阪	大手前	桜島	富島	安治川	南港	堺	岸和田	和歌山	下津	新宮	京都		
	滋賀	舞鶴	宮津	敦賀	福井	金沢	七尾	伏木	富山	富山空港				
	名古屋	中	稻永	金城埠頭	西部	南部	諭訪	豊橋	衣浦	蒲郡	清水	興津	焼津	
		御前崎	浜松	田子の浦	沼津	四日市	津	尾鷲	名古屋空港					
	沖繩地区	那覇自由貿易地域	牧港	那覇空港	沖繩	平安座	石垣	平良						
	(税關長・税關支署長・出張所長) 殿													
申請者	(住所) (〒 )													
	TEL													
代理人	(氏名又は名称及び代表者名)													
	印													
関税法第9条の2第2項 消費税法第51条第2項 地方税法第72条の103第1項 の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。														
納期限の延長を受 けようとする特定月	平成 年 月 から 平成 年 月 までの各月	納期限の延長を受け ようとする関税及び 消費税・地方消費税 の合計税額	円 [ ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場合 には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額 ]											
納期限の延長を受けようとす る期間の末日			各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に 規定する日に該当するときは休日等の翌日)											
提供し た担保	提供年月日 平成 年 月 日					担保の種類								
	担保の期間(債権発生期間) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日					保証限度額 円								
関税等納期限延長(包括)通知書														
第 号 平成 年 月 日														
関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した 担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長したので通知します。														
印														

- (注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。  
 2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税關官署である場合には税關別一括欄の全ての税關に、申請  
 先が各税關の全ての官署である場合には税關別一括欄の該当税關にレ印をして下さい。  
 3. 欄は記入しないで下さい。